

**令和6年度
保育所 自主点検表（処遇）**

施設名				設置者名				
所在地								
記入者	職名				氏名			
連絡先	電話番号	FAX番号			eメール			
記入年月日	年 月 日							

川越市福祉部指導監査課
 電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp
 （@部分を「★」と表示しています。）

自主点検表記入要領

1 記入方法

- (1) ①「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。
- ②「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印(⇒)について必要事項を記入してください。
- (2) 決算事項等については、前年度の決算内容を確認してください。
- (3) 記入欄が不足する場合や、この様式での記入が困難な場合は、適宜様式等を追加してください。

2 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略 称	名 称
法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）
指針	保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）
子ども・子育て支援法運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）
平24条例53	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
平25規則41	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
平26条例65	川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
費用基準	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）
指導監査通知	児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日厚生省児童家庭局長通知）
認可要綱	川越市民間保育所設置認可等実施要綱

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】																					
1 入所者の状況 (1) 定員を超えていませんか。	いない ・ いる ⇒	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">0歳児</td> <td style="width: 15%;">1歳児</td> <td style="width: 15%;">2歳児</td> <td style="width: 15%;">3歳児</td> <td style="width: 15%;">4歳児</td> <td style="width: 15%;">5歳児</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日現在</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	定員							月 日現在							平26条例65第22条
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児																		
定員																								
月 日現在																								
(2) 私的契約児はいませんか。	いない ・ いる																							
2 保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画を作成していますか。	はい ・ いいえ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各保育所の保育の方針や目標に基づき、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、作成してください。 ○ 全体的な計画は、子どもの最善の利益の保障を第一義とする保育所保育の根幹を示すもので、指導計画やその他の計画の上位に位置づけられます。 	平24条例53第21条 指針第1章3(1)																					
(2) 長期的及び短期的な指導計画をそれぞれ作成していますか。	はい ・ いいえ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導計画は、全体的な計画に基づき保育実践の具体的な方向性を示したものとし、保育所の実情に合わせて、年・数か月単位の期・月など長期的な見通しを示すもの、それを更に更に子どもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示すも 	指針第1章3(2)																					

<p>(3) 3歳未満児、障害のある子どもについて、個別の指導計画を作成するなど必要な配慮をしていますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>のを作成してください。</p> <p>○ 3歳未満児について、ひとりひとりの子どもの状態に即した保育が展開できるよう個別の指導計画を作成してください。</p> <p>○ 障害のある子どもの保育について、ひとりひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けてください。 また、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ってください。</p>	<p>指針第1章3(2)</p>																																																
<p>(4) 保育士等は、保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めていますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>○ 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組み過程などにも十分配慮してください。</p>	<p>指針第1章3(4) 「保育所における自己評価ガイドライン」 (令和2年3月厚生労働省)</p>																																																
<p>(5) 保育所は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育内容の自己評価を行い改善を図っていますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>○ 評価に当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組んでください。</p> <p>○ 自己評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいです。 ⇒ 評価及び改善の方法</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	<p>平25規則41第17条第1項</p> <p>指針第1章3(4) 「保育所における自己評価ガイドライン」 (令和2年3月厚生労働省)</p>																																																
<p>(6) 定期的な外部評価を受け、結果を公表し、改善を図るよう努めていますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>⇒ 実施状況について記入してください。</p> <p>実施日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p>実施機関 <input type="text"/></p> <p>結果の公表 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p> <p>公表の方法 <input type="text"/></p>	<p>平25規則41第17条第2項</p>																																																
<p>3 保護者に対する支援 (1) 保護者に対して、送迎時の対話や施設だより等を通じて保育の内容や子どもの様子などを知らせていますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>⇒ 方法について記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 施設だより 発行回数 年 <input type="text"/> 回 配布方法 <input type="text"/></p> <p><input type="checkbox"/> 個別の連絡帳 <input type="checkbox"/> 保護者懇談会等 実施回数 年 <input type="text"/> 回 <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/></p>	<p>平24条例53第21条の2 指針第4章2</p>																																																
<p>(2) 保護者からの相談に応じる体制があり、適切な助言を行っていますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>		<p>平26条例65第17条</p>																																																
<p>4 児童の記録 (1) 指導計画の実践に基づいた児童票を作成していますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>○ 保育の過程などの記録は、児童の家庭・健康・発達の状況、保育の経過などについて、適確に記録したものとしてください。</p> <p>○ 児童票は施設長等が閲覧し、保育内容を把握するとともに、必要に応じて所見を記録してください。</p> <p>○ 記録は5年間保存してください。</p>	<p>平25規則41第7条</p>																																																
<p>(2) 児童票の保存及び秘密保持に留意していますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>○ 児童票は、施錠できるロッカー等に保管してください。</p>	<p>指針第1章1(5)ウ</p>																																																
<p>(3) 保育日誌等は、整備されていますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>○ 提供した日、内容その他必要な事項を記録してください。</p>	<p>平25規則41第7条</p>																																																
<p>5 小学校との連携 (1) 小学校教師との連携を図り、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めていますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>○ 小学校教師との意見交換や合同研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有してください。</p>	<p>平26条例65第11条 指針第2章4(2)</p>																																																
<p>(2) 「保育所児童保育要録」を小学校に送付していますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>○ 保育要録は、保育の記録や評価からポイントとなる記載を簡潔に的確に記載してください。</p> <p>○ 保育要録は写しを小学校に送付し原本を保管してください。</p> <p>○ 保育要録は当該児が小学校を卒業するまで保存することが望ましいです。</p>	<p>H30.3.29子保発0330 第2号保育所保育指針の適用に際しての留意事項について</p>																																																
<p>6 保育時間等の状況 (1) 地域の保育ニーズに応じた保育時間が確保されていますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>⇒ ① 保育標準時間認定</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>保育時間</td> <td><input type="text"/></td> <td>:</td> <td><input type="text"/></td> <td>~</td> <td><input type="text"/></td> <td>:</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>(朝)延長保育時間</td> <td><input type="text"/></td> <td>:</td> <td><input type="text"/></td> <td>~</td> <td><input type="text"/></td> <td>:</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>(夕)延長保育時間</td> <td><input type="text"/></td> <td>:</td> <td><input type="text"/></td> <td>~</td> <td><input type="text"/></td> <td>:</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table> <p>② 保育短時間認定</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>保育時間</td> <td><input type="text"/></td> <td>:</td> <td><input type="text"/></td> <td>~</td> <td><input type="text"/></td> <td>:</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>(朝)延長保育時間</td> <td><input type="text"/></td> <td>:</td> <td><input type="text"/></td> <td>~</td> <td><input type="text"/></td> <td>:</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>(夕)延長保育時間</td> <td><input type="text"/></td> <td>:</td> <td><input type="text"/></td> <td>~</td> <td><input type="text"/></td> <td>:</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>	保育時間	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	(朝)延長保育時間	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	(夕)延長保育時間	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	保育時間	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	(朝)延長保育時間	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	(夕)延長保育時間	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	<p>平25規則41第16条 認可要綱第8条</p>
保育時間	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>																																												
(朝)延長保育時間	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>																																												
(夕)延長保育時間	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>																																												
保育時間	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>																																												
(朝)延長保育時間	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>																																												
(夕)延長保育時間	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	:	<input type="text"/>																																												
<p>(2) 日曜日・祝日以外に休園した日はありませんか。(年末年始(12/29~1/3))</p>	<p>ない ・ ある</p>	<p>⇒ 「いいえ」の場合、休園した日を記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>日付</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>	日付	理由	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<p>認可要綱第9条</p>																																												
日付	理由																																																		
<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																		

	を除く。)											
(3)	土曜閉園を行っていませんか。	いない ・ いる	⇒ 土曜の出席状況 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td><td></td></tr> </table> ⇒ 土曜利用者の確認方法 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td></tr> </table> 閉園した日（前年度） <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td></tr> </table> ○ 協力保育等の名称であっても、保護者に在宅保育を強要してはいけません。					認可要綱第9条				
7	給食の状況											
(1)	食育計画を作成していますか。	はい ・ いいえ	○ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づき作成し、その評価及び改善に努めてください。	指針第3章2(1)ウ (指針解説第3章2(2)カ) 保育所認可要綱第12条								
(2)	給食会議を開催し、会議録を作成していますか。	はい ・ いいえ	○ 定期的に施設長を含む関係職員により給食会議を実施してください。	R2.3.31子発0331第1号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」2(4)								
(3)	給食栄養量の目標を設定していますか。	はい ・ いいえ		平24条例53第9条第2項								
(4)	献立表を作成し、保護者に提示していますか。	はい ・ いいえ	○ 食品の種類及び調理方法について、栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮してください。	平24条例53第9条第4項								
(5)	毎日給食を実施していますか。	はい ・ いいえ	○ 協力保育等の期間中も、適切に給食を実施してください。 ⇒ 「いいえ」の場合、未実施の日を記入してください。 <table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">日付</th> <th style="width: 50%;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	日付	理由							
日付	理由											
(6)	残食量を把握し、献立の作成に役立っていますか。	はい ・ いいえ	○ 子どもの身体活動等を含めた生活状況や子どもの栄養状態、摂取量、残食量の把握により、給与栄養量の目標の達成度を評価し、その後の食育計画の改善に努めてください。	R2.3.31子母発第0331第1号「児童福祉施設における食事摂取基準を活用した食事計画について」3(1)								
(7)	給食日誌は適切に記録されていますか。	はい ・ いいえ										
(8)	検食は提供する全ての食品に対して行われ、その所見を記録していますか。	はい ・ いいえ	○ 検食は、食事提供前に実施し、そのことがわかるよう記録に残してください。 ○ 昼食だけでなく、おやつ（市販の菓子や果物等を含む）等、園児に提供する全ての食品について検食してください。	H20.3.7雇児総発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」								
(9)	食物アレルギーの児童への対応は、保護者の申し入れだけでなく、嘱託医等の医師の意見及び指示（生活管理指導表等）に従って行うようにしていますか。	はい ・ いいえ	⇒ 該当児童数及び対応方法 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td></tr> </table> 配膳ミスの防止方法 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td></tr> </table> ○ 保護者から食事をもってきてもらうことがある場合、適切に保管してください。			指針第3章2(2)ウ 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚労省2019年4月） 指導監査通知別紙12(2)第1・17(イ、ロ)						
(10)	児童の年齢・特性・当日の健康状態等を把握し、提供する食事の大きさ・内容・飲み込みやすさ等に留意し、誤嚥・窒息等を起こさないよう十分配慮していますか。	はい ・ いいえ	⇒ 配慮の内容 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td></tr> </table> ○ 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去してください。		「食品による窒息事故について」（厚労省平成20年5月8日） 指導監査通知別紙12(2)第1・17(イ、ロ)							
8	調理の衛生管理											
(1)	施設内で調理を行っていますか。	はい ・ いいえ	⇒ 「いいえ」の場合、搬入元の施設名を記入してください <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td></tr> </table> ○ 施設外で調理し搬入する方法により行うことができるのは、満3歳以上の幼児に対する食事の提供に限ります。 ※記入後10へ進んでください。		平24条例53第9条第1項、第19条							
(2)	調理従事者・調乳担当者の検便を月に1回以上行っていますか。	はい ・ いいえ	⇒ 検便実施者の範囲 <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr><td></td></tr> </table> ○ 腸管出血性大腸菌O157の検査を実施し、必要に応じて10月から3月には、ノロウィルスの検査を含めてください。 ○ 調理従事者は、毎日の健康調査を行うなど、健康管理を行ってください。		認可要綱第14条(5) H9.3.31社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」（別添）大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日最終改正）							
(3)	調理室及び食品保管庫の衛			H9.3.31社援施第65								

生管理				
ア 食品保管庫・冷凍冷蔵庫は清潔にしていますか。	はい ・ いいえ			
イ 手洗い設備には、石鹸、ペーパータオル、爪ブラシが設置されていますか。殺菌液はありますか。	はい ・ いいえ			
ウ 履物は分けていますか。	はい ・ いいえ			
エ 食器の消毒保管は適切に行っていますか。	はい ・ いいえ	⇒ 消毒保管の方法		
オ ガス漏れ警報機は設置されていますか。	はい ・ いいえ			
カ 防虫対策を実施していますか。	はい ・ いいえ	⇒ 実施している防虫対策		
(4) 食品の調理及び提供				
ア 包丁、まな板等は用途別及び食品別の使い分けをしていますか。	はい ・ いいえ			
イ 加熱調理食品は中心温度を測定し、結果を記録していますか。	はい ・ いいえ	○ 加熱調理食品の中心温度は3点以上測定し、それぞれの温度を記録してください。		
ウ 調理後直ちに提供される食品以外は、病原菌の増殖を抑制するため10℃以下又は65℃以上で管理されていますか。	はい ・ いいえ			
(5) 保健所の立ち入り検査はありましたか。	はい ・ いいえ	⇒ 「はい」の場合、その内容を記入してください。 立入検査日： 年 月 日 指摘事項及び改善状況		
(6) 検査用保存食の保存				
ア 原材料及び調理済み食品を保管していますか。	はい ・ いいえ	○ 調理済み食品は（ごはん、汁物、おかず、おやつ等施設で調理したものすべて）を食品ごとに保管してください。		
イ -20℃以下で2週間以上保管していますか。	はい ・ いいえ	○ 50グラム程度ずつ清潔な容器に入れ保管してください。 ○ 冷凍庫内の温度が外部から確認できない場合は、隔測温度計を設置してください。		
(7) 給食原材料の発注手続きを、適切に行っていますか。	はい ・ いいえ	○ 予定献立表に沿って食品を購入してください。 ○ 発注書・納品書を整理し、保存してください。		
(8) 給食原材料の検収を、適切に行っていますか。	はい ・ いいえ	○ 原材料の納入に際し、調理従事者等が必ず立ち会ってください。 ○ 品質、鮮度、品温（納入業者が運搬の際、適切な温度管理を行っていたかどうかを含む）、異物の混入等について点検を行い、その結果を記録してください。		
(9) 食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食料品は1回で使い切る量を調理当日に仕入れていますか。	はい ・ いいえ			
9 調理業務委託 (外部委託の場合のみ記入)				
(1) 契約内容は適切ですか。	はい ・ いいえ	⇒ 委託業者名： ○ 施設と受託業者の役割は明確にしてください。 ○ 受託業務の遂行が困難になったときの業務の代行保証は付した契約としてください。		
(2) 栄養士による指導を受けていますか。	はい ・ いいえ	⇒ 栄養士名： 所属： ○ 受託業者に栄養士が確保されているか確認してください。		
(3) 調理業務従事者の健康診断、検便が適切になされていることを確認していますか。	はい ・ いいえ	○ 健康診断書の写しで健康状況を確認してください。 ○ 腸管出血性大腸菌O157の検査を実施しているか確認してください。また、10月～3月にはノロウイルスの検査を含めているか確認してください。		
10 食事の搬入 (搬入施設のみ記入)				
(1) 満3歳以上の食事のみとなっていますか。	はい ・ いいえ			
(2) 加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていますか。	はい ・ いいえ			
				号「社会福祉施設における衛生管理について」(別添)大量調理施設衛生管理マニュアル(平成29年6月16日最終改正)
				「業務用厨房施設における一酸化炭素中毒の防止に関する注意喚起について」(厚労省平成20年7月30日)
				H9.3.31社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」(別添)大量調理施設衛生管理マニュアル(平成29年6月16日最終改正)
				H9.3.31社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」(別添)大量調理施設衛生管理マニュアル(平成29年6月16日最終改正)
				保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)
				平24条例53第19条

か。			
(3) 契約内容は適切ですか。	はい・いいえ	○ 施設長が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような契約内容としてください。	
(4) 栄養士による指導を受けていますか。	はい・いいえ	⇒ 栄養士名： 所属： ○ 搬入元に栄養士が確保されているか確認してください。	
1.1 入所児の健康管理			
(1) 医療器具、医薬品、衛生材料は整備され、その管理は適切ですか。	はい・いいえ		平25規則41第4条第4項
(2) 保健計画を作成していますか。	はい・いいえ	○ 子どもの健康に関する計画を全体的な計画に基づいて作成してください。	指針第3章1(2)ア (指針解説第3章3(2))
(3) 健康診断は定期的に行われていますか。欠席児童のフォローはしていますか。	はい・いいえ	⇒ 前年度の健康診断実施日 前年度の歯科検診実施日 ① 年 月 日 ① 年 月 日 ② 年 月 日 ② 年 月 日 ⇒ 当日欠席園児への対応方法 ○ 少なくとも1年に2回以上の健康診断を実施してください。 ○ 健康診断の結果は、適正に記録され、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日々の健康管理に有効活用できるようにしてください。	平25規則41第5条 (準用) 学校保健安全法第11条、第12条、 学校保健安全法施行規則第2章第1節、第2節 指針第3章1(2)イ
(4) 疾病、体調不良、ケガ等に関する対応は、適切に行われていますか。	はい・いいえ	○ 嘱託医やかかりつけ医等と相談し、適切に処置してください。 ○ 必要に応じてアトピー性皮膚炎等、アレルギーに対する対策をとってください。 ○ 体調の急変が生じた場合などは、保護者又は医療機関等に連絡を行うなど、必要な措置を講じてください。	指針第3章1(3)
(5) 感染症の発生予防対策は、保育指針及び「保育所における感染症対策ガイドライン」により、適切に行われていますか。	はい・いいえ	○ 以下の視点で適切に行ってください。 ・ 児童の健康状態の把握 ・ 下痢・軟便時の排泄ケア ・ 嘔吐時の対策・ケア ・ 汚染区域と清潔区域の区別 ・ マニュアルの整備・研修体制 ・ 発生時の体制 ・ 日頃の調乳やプールでの衛生管理	指針第3章1(3)イ 保育所における感染症対策ガイドライン(厚労省平成30年3月)
(6) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めていますか。	はい・いいえ	⇒ 研修実施日 年 月 日 訓練実施日 年 月 日	平25規則41第4条第2項
(7) 定期的に午睡中の乳児の状況を確認するなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防を行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 確認の方法(年齢、回数等) ※ 市では、0、1、2歳児の確認について指導しています。 ○ 医学的な理由で医師からうつせ寝を勧められている場合以外は、乳児の顔が見える仰向きに寝かせることが重要です。 ○ 乳児を一人にしないください。 ○ 安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。 ○ 定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をしてください。	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～(平成28年3月)
1.2 虐待の防止等			
(1) 子どもに対して、差別的取り扱いを行っていませんか。	はい・いいえ	○ 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはいけません。	平24条例53第6条 平26条例65第24条
(2) 日常の保育において、子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っていませんか。	はい・いいえ	○ 子どもが権利の主体であるという認識をもって保育を行ってください。	平24条例53第7条 平26条例65第25条
(3) 虐待防止のため、子どもの心身の状況や家族の態度に十分注意して観察や情報収集を行っていますか。	はい・いいえ	○ 施設長及び関係職員間で十分に事例検討を行い、必要な助言を行ってください。	指針第3章1(1)ウ
(4) 虐待が疑われる場合、関係機関との連携を図っていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 施設においても、食事の無理強い、睡眠の無理強い、言葉による暴力、無視等はないようにしてください。 ○ 不適切な養育の場合、要保護児童対策地域協議会で検討してください。 ○ 虐待が疑われる場合(施設内虐待を含む)には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切に対応してください。	児童虐待の防止等に関する法律
(5) 虐待の防止に関する研修を	はい・いいえ	⇒ 研修実施日 年 月 日	平26条例65第3条第

実施するよう努めていますか。			4項
(6) 保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じていますか。	はい・いいえ	⇒ 措置の内容 [] ○ 保育所等における虐待等の未然防止にあたっては以下のことが重要です。 ・各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと ・職員一人一人が子どもの人権・人格を尊重する意識を共有すること	指導監査通知別紙12(2)第1・1(6) 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月こと家庭庁)
1.3 保育環境、安全管理の状況			
(1) 所内の衛生管理、適切な温度・湿度・採光・換気・音など適切な環境の保持に努めていますか。	はい・いいえ		平24条例53第4条の2第5項 指針第3章3(1)
(2) 事故の予防・再発防止のための体制整備 ア 事故発生防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	⇒ マニュアル・指針等の名称 [] ○ 事故が発生した場合の対応、「イ」に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備してください。 ○ 予想される事故等を見通して、環境整備及び職員の配慮すべき事項を整理してください。	平26条例65第32条 指針第3章3(2)
イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告される体制を整備していますか。	はい・いいえ	○ 報告様式を作成する、緊急時の役割分担を決めておく、連絡体制を明確にしておくなどが考えられます。	
ウ 改善策を検討し、その内容を職員に周知徹底していますか。	はい・いいえ		
エ 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 事故発生防止のための委員会の開催状況 [] 事故防止に関する研修の開催状況 []	
(3) 事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ・該当なし		平26条例65第32条第2項 指導監査通知別紙12(2)第1・1(5)キ
(4) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 記録は5年間保存してください。	平26条例65第32条第3項
(5) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ・該当なし		平26条例65第32条第4項
(6) 事故防止のための職員のスキルアップ等は図られていますか。	はい・いいえ	○ 児童の思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例(ヒヤリ・ハット事例)の収集や分析を行ってください。 ○ 講習や研修を通して、事故防止や子どもの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図ってください。 ○ 日頃から地域の医療機関等との連携を図り、必要な協力が得られるよう努めてください。 ○ 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を実施してください。	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～(平成28年3月) 指導監査通知別紙12(2)第1・1(イ、ハ)
(7) 日常の安全管理は、適切に行われていますか。	はい・いいえ	○ 児童の安全管理に関して、職員の役割を明確にしてください。 ○ 万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知してください。 ○ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施してください。 ○ バス等による送迎を行っている場合は、送迎職員と施設職員との情報の共有を図ってください。	H13.6.15雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」 指導監査通知別紙12(2)第1・1(イ、ハ) R3.8.25事務連絡「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」 R4.4.11事務連絡「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」
(8) 園児が所在不明となった場合の対応マニュアル(フローチャート等)を作成していますか。	はい・いいえ	○ 児童の出欠・所在の確認(所在不明時の対応マニュアル等)に関して、職員の役割等を明確にし、確認してください。	

<p>(9) 子どもの欠席連絡等の出欠確認は、適切に行われていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>○ こどもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報については、バスによる送迎を行うこともどうかにかかわらず、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底してください。</p>	<p>R5.9.11 事務連絡「こどもの出欠状況に関する情報の確認の再徹底について」</p>
<p>(10) 園外活動に対する安全確保は適切に行われていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>○ 移動経路は安全な経路としてください。また、散歩経路や公園等について、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等の情報を全職員で共有してください。</p> <p>○ 引率者は、参加児童数、移動場所に応じて十分な人数としてください。</p> <p>○ 携帯電話等の連絡体制を確保してください。</p> <p>○ 園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等徹底してください。</p>	<p>指針第3章3(2)</p> <p>R3.8.25 事務連絡「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」</p>
<p>(11) 不審者が立ち入った場合などの緊急時の体制は整備されていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>○ 不審者の侵入等緊急時の対応マニュアルの整備、実践的な訓練、園内研修等を行い、不審者を発見したときの情報伝達や緊急時の役割分担、指示の流れや避難経路・避難場所等について、共通理解を図ってください。</p> <p>○ 門、塀やフェンス、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況、警報装置や監視システム、通報機器の作動、不審者侵入防止用の設備の状況等を点検・確認してください。</p>	<p>指針第3章3(2)</p> <p>R3.11.29 事務連絡「認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理（不審者侵入時の対応）の徹底について」</p>
<p>(12) 児童がプール等に入る際、過去に他施設での事故等を念頭に、人員配置、監視の体制を整え、事故防止に努めていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>○ 過去の事故は、プールの水深が数センチ、目が離れた時間も数分程度の状況で発生しています。</p> <p>○ このような状況で事故は発生するわけがない、今までも起きたことがなかった、という考えではなく、もしかしたら、かもしれない、という考えで事故防止に努めてください。</p> <p>○ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしてください。</p>	<p>平成29年6月16日雇児保発0616第1号「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」</p> <p>指導監査通知別紙12(2)第1・17ページ</p>
<p>(13) 事業所の管理下での事故に備えて、賠償責任保険等に加入していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>⇒ 損害保険会社名、保険の種類及び内容</p> <p>[Redacted]</p>	
<p>(14) 安全確保</p> <p>① 安全計画を策定していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>○ 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行ってください。</p>	<p>平24条例53第4条の3第1項</p>
<p>② 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>⇒ 周知方法</p> <p>[Redacted]</p>	<p>平24条例53第4条の3第2項</p>
<p>③ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>⇒ 周知方法</p> <p>[Redacted]</p>	<p>平24条例53第4条の3第3項</p>
<p>④ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>⇒ 安全計画変更（見直し）日</p> <p>[Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日</p>	<p>平24条例53第4条の3第4項</p>
<p>⑤ 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、所在の確認を行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>⇒ 所在の確認方法を記入してください。</p> <p>[Redacted]</p> <p>※所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか児童等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となります。</p>	<p>平24条例53第4条の4第1項</p>
<p>⑥ 児童の送迎を目的とした自動車で、プザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備えていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>○ 児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車でプザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置（以下「プザー等」）を備え、所在の確認（児童の降車の際に限ります。）を行わなければなりません。</p> <p>※送迎を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車で原則としてプザー等の設置が必要です。</p> <p>※座席が2列以下の自動車のほか、座席が3列以上あるものの、児童が確実に3列目以降を使用できないように児童が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなど、利用の様態を勘案して、2列以下の自動車と同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものについては、プザー等の設置は必要ありません。</p> <p>○ 「プザー等」は、国土交通省が策定・公表した「送迎用バスの置き取り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められます。ガイドラインに適合する装置については、一覧化したリストを下記URLにおいて公表しているもので、当該リストを参考に選定することが可能です。（掲載ページ）</p> <p>https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list</p>	<p>平24条例53第4条の4第2項</p> <p>基準第6条の4</p> <p>R4.12.28子発1228「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）第三 - 3</p>

1.4 施設長の責務

(1) 施設長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、必要な環境の確保に努めていますか。

はい ・ いいえ

○ 施設長は、常に保育所運営等の課題を自覚し、評価などを有効活用して保育所全体の保育の質の向上に努める必要があります。

平24条例53第4条の3第2項
指針第5章2(2)

(2) 施設長は、職員及び事業所の課題を踏まえた事業所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めていますか。

はい ・ いいえ

○ 施設長は、職員の専門性の向上に必要な研修の機会を確保するため、研修に関する保育所としての基本的姿勢を明確にする、研修が体系的かつ計画的に実施されるよう工夫する、研修に参加する職員の代替となる職員を配置するなど、勤務体制の調整や工夫を行うことが求められています。

平24条例53第4条の3第2項
指針第5章2(2)

1.5 職員配置の状況

(1) 職員配置

① 人員配置基準を遵守していますか。

はい ・ いいえ

⇒ 下表の黄色い部分を記入し、表を完成させてください。

平24条例53第20条

【直接処遇職員の配置状況】 【 月 1 日 現在】

	児童数				必要配置数					職員配置数※					
	0	1,2	3	4,5	0	1,2	3	4,5	計	0	1,2	3	4,5	free	計
7:00															
7:30															
8:00															
8:30															
9:00															
12:00															
15:00															
16:30															
17:00															
17:30															
18:00															
18:30															
19:00															

○ 園児がいない時間帯には保育士を配置しないことができます。
(ただし、開所時間帯には施設管理者への連絡が円滑にとれる体制が必要です)
※ 主任保育士専任加算を算定している場合、職員配置数には当該主任保育士を除いた配置数を記載してください。ただし、職員が不足している時間帯に臨時的に主任保育士を配置した場合には含めて計算することができます。

保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について(令和2年2月14日厚労省子ども家庭局保育課長通知)

【その他の職員配置の状況】

職種	員数	職種	員数	職種	員数
園長 (選択)		嘱託医		調理員	
栄養士		嘱託歯科医		事務職員	

○ 調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置く必要はありません。

② 保育士等の職員配置の特例を適用していますか。

はい ・ いいえ

○ 特例を新たに適用しようとする場合、届け出事項に変更が生じた場合、特例の適用を終了する場合は、市(子ども政策課)へ指定の様式に必要書類を添付し届出する必要があります。

平24条例53附則第4項、第5項、第6項、第7項、第8項

※ ただし、本市が実施した指導監査の結果等に基づき、過去3年間に、改善勧告や改善命令を受けたことがある場合は、原則、特例適用は避けてください。

○ 該当するものに○を付けてください。

・市届出

あり なし

・適用している特例の種類

- 特例A 保健師、看護師、准看護師の活用
- 特例B 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置
- 特例C 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用
- 特例D 保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置

※保育士等の職員配置の特例とは、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応として、保育士資格を有しないが、適用する特例の条件を満たす者を保育士に代えて配置できる制度です。

特例A
保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」といいます。)を、1人に限り、保育士とみなすことができます。
※ただし、以下の要件を満たす必要があります。
①在籍乳児数が3名以下で看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行うこと。
②保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数が3名以下の施設で保育を行う場合、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で子育て支援員研修(地域保育コース(地域保育)。以下「支援員研修」という。)を修了していること。

特例B
朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置について、児童が少数となり、計算上配置が必要な保育士等の数が1名となる時間帯に限り、2名のうち1名を、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者(※)」に代えることができます。

特例C
幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭について以下の要件を満たすことにより保育士とみなすことができます。
①幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭のいずれかの普通免許状を有すること。
②就業時点で支援員研修を修了していること、又は就業の日の翌日から起算

		<p>して1年以内に支援員研修を修了する見込みがあること。 ただし、各資格の専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心とした保育に従事させるよう努めてください。また、必要となる知識及び技術を習得し、適切な保育を提供できるようにするため、施設内研修等の実施、事務の引継ぎその他必要な措置を講じてください。</p> <p>特別D 保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置について、1日8時間を超えて保育所等を開設するため、利用定員の総数に応じて基準上配置しなければならない保育士等の数よりも多くの保育士等を配置する施設においては、追加で配置する保育士等の範囲内で、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者（※）」を保育士等とみなすことができます。</p> <p>《注意》特別日を除き、保育士等とみなすことができる職員数は、各時間帯において、必要となる保育士等の数の3分の1を超えない人数までとなります。</p> <p>※市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、 ア. 特別に基づく職員として施設就業時点で支援員研修を修了している者。 イ. 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例第23条第2項に規定する家庭的保育者。 ウ. 保育所等(注1)で、保育業務に常勤1年(非常勤含め1,440時間)以上従事した経験がある者で、特別に基づく職員として就業時点で支援員研修を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者。 (注1)幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認可外保育施設(ナーサリールームや家庭保育室、企業主導型保育事業など)。 (居宅訪問型保育事業、ベビーシッターは対象外です。)</p>													
<p>③ 資格を有する職種について、有資格者が勤務していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>※保育士(保育)資格証明書のみでは保育士として従事できません。都道府県知事に対し登録申請を行い、保育士証の交付を受けることが必要です。</p>													
<p>④ 短時間勤務や非常勤の保育士等を充てる場合は、適切に配置されていますか。</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>○ 短時間勤務の保育士又は保育従事者等を当てる場合は、次の要件をすべて満たす必要があります。 ① 学級担任は原則常勤専任であること ② 常勤の保育士又は保育従事者が各組や各グループに1名以上 ③ 短時間や非常勤の職員の勤務時間数が常勤職員の勤務時間を上回ること</p>	<p>保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて(R3.3.19子発0319第1号) 認可要綱第17条</p>												
<p>(2) 各種加算加算に見合う職員は配置されていますか。</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>⇒ 算定している加算に○をつけてください。 <input type="checkbox"/> 3歳児配置改善加算 <input type="checkbox"/> 4歳以上児配置改善加算 <input type="checkbox"/> 主任保育士専任加算 <input type="checkbox"/> 事務職員雇上費加算 <input type="checkbox"/> 療育支援加算</p>	<p>平成27年内閣府告示第49号第1条第62号、第63号、第64号 平28.8.23内閣府子ども・子育て本部統括官等連名通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」</p>												
<p>(3) 延長保育 延長保育の場合において、保育士資格を有する正規職員と必要に応じてその他の職員が配置されていま</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>⇒ 延長保育時間を記入してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">朝</td> <td style="width: 10%;">:</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">~</td> <td style="width: 10%;">:</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>:</td> <td></td> <td>~</td> <td>:</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 延長保育時間を含めて、常に職員が2人以上配置されている必要があります。</p> </p>	朝	:		~	:		夕	:		~	:		
朝	:		~	:											
夕	:		~	:											